

○高山市空家等の適切な管理及び活用の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等の適切な管理及び活用の推進に関し、市、所有者等、事業者及び市民等の責務を明らかにするとともに、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定め、空家等に関する施策を推進することにより、空家等の発生の予防、生活環境の保全を図り、もって良好な住環境の形成、景観の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 法第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。
- (3) 事業者 不動産業、建設業その他の空家等の管理及び活用に関連する事業を行う者をいう。
- (4) 市民等 市内に在住、在勤又は在学する個人並びに市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (6) 管理不全空家等 法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。

(令5条例39・一部改正)

(市の責務)

第3条 市は、空家等の適切な管理及び活用の推進に関し、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(所有者等の責務)

第4条 所有者等は、空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において適切に管理するよう努めるとともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(令5条例39・一部改正)

(事業者の責務)

第5条 事業者は、空家等の適切な管理及び活用に努めるものとする。

(市民等の責務)

第6条 市民等は、適切な管理が行われていない空家等の情報の市への提供に努めるものとする。

(特定空家等及び管理不全空家等の認定)

第7条 市長は、空家等が適切に管理されず、特定空家等又は管理不全空家等の状態にあると認めるときは、当該空家等を特定空家等又は管理不全空家等に認定することができる。

2 市長は、前項の規定による認定をしようとする場合においては、あらかじめ高山市特定空家等審査会に諮問しなければならない。

(令5条例39・一部改正)

(特定空家等審査会)

第8条 特定空家等及び管理不全空家等に関する必要な措置を適切に行うため、高山市特定空家等審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、委員6人以内で組織する。

3 委員は、学識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間

とする。

- 5 審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて、説明又は意見を聴くことができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(令5条例39・一部改正)

(管理不全空家等の所有者等に対する措置)

第9条 市長は、法第13条第1項の規定により、管理不全空家等の所有者等に対し、基本指針(法第6条第2項第3号に掲げる事項に係る部分に限る。)に即し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。

- 2 市長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれ大きいと認めるときは、法第13条第2項の規定により、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる。

(令5条例39・追加)

(特定空家等に対する措置)

第10条 市長は、特定空家等の所有者等に対し、法第22条第1項の規定により、当該特定空家等に関する管理不全な状態を解消するために必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。

- 2 市長は、前項の助言又は指導をした特定空家等の状態が改善されないと認められるときは、当該特定空家等の所有者等に対し、法第22条第2項の規定による勧告、法第22条第3項の規定

による命令又は法第22条第9項若しくは第10項の規定による代執行その他の必要な措置を行うことができる。

- 3 市長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、法第22条第3項から第8項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。

(令5条例39・旧第9条繰下・一部改正)

(連携)

- 第11条 市、所有者等、事業者及び市民等は、この条例の目的を達成するため、相互にその果たす役割を理解し、連携して取り組むものとする。

- 2 市長は、空家等に関する施策の実施に関し、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その他の関係機関に空家等に関する情報を提供し、連携して取り組むものとする。

(令5条例39・旧第10条繰下)

(委任)

- 第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(令5条例39・旧第11条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

(高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 6 年高山市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

改 正 前			改 正 後		
別表（第 2 条、第 6 条関係）			別表（第 2 条、第 6 条関係）		
区分	報酬	費用弁償	区分	報酬	費用弁償
教育委員会委員から固定資産評		高山市職	教育委員会委員から固定資産評		高山市職
価審査委員会委員までに係る部分（略）		員の旅費に関する	価審査委員会委員までに係る部分（略）		員の旅費に関する
公務災害補償等認定委員会委員～高山駅周辺土地区画整理評価員（略）	日額 9,100 円	条例（昭和 3 7 年高山市条例第 2 1 号。以下「旅費条例」という。）に規定する市長等の旅	公務災害補償等認定委員会委員～高山駅周辺土地区画整理評価員（略） <u>特定空家等審査会委員</u>	日額 9,100 円	条例（昭和 3 7 年高山市条例第 2 1 号。以下「旅費条例」という。）に規定する市長等の旅
市立小学校及び中学校通学区域審議会委員～水源地域保全審議会委員（略）		費額に相当する額	市立小学校及び中学校通学区域審議会委員～水源地域保全審議会委員（略）		費額に相当する額
行政不服審査審理員の項・スポーツ推進委員の項（略）			行政不服審査審理員の項・スポーツ推進委員の項（略）		
鳥獣被害対策実施隊員（狩猟免許所持者）から臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者までに係る部分（略）			鳥獣被害対策実施隊員（狩猟免許所持者）から臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者までに係る部分（略）		

附 則（令和 6 年 3 月 2 7 日条例第 3 9 号）

この条例は、公布の日から施行する。